

浜松市告示第452号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、令和8年8月13日から道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和8年8月13日から2週間、浜松市浜名土木整備事務所（浜北）において

一般の縦覧に供する。

令和8年8月13日

浜松市長 中野祐介

道路 の 種類	路 線 名	区 間	別	幅 員	延 長
市道	浜北本沢合10号線	浜松市浜名区本沢合286番4	前	最小3.53m～ 最大3.53m	24.97m
			後	最小4.01m～ 最大4.01m	